

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

食料・農業・農村政策審議会  
会長 大橋 弘

答 申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

- 1 令和5年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項（令和4年12月14日付け1943号）
- 2 令和5年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（令和4年12月14日付け1945号）
- 3 令和5年度の鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（令和4年12月14日付け1946号）

記

- 1 加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和5年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、令和5年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和5年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の安定基準価格については、令和5年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。